

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援に関するFAQ（令和2年5月14日時点版）

No.	質問	回答
【事業内容】		
1	備品等の購入の範囲は、どこまで認められるのか。	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられる子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等幅広に対象としていただいて差し支えありません。
2	マスクは、子ども用だけしか購入できないのか。	職員用（大人用）マスクは、3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、保育所等に配布することとしているため、これを活用いただくことを想定していますが、不足等が見込まれる場合には、本事業の対象として差し支えありません。
3	施設の消毒はどの程度を想定しているのか。	保育所等の職員や子どもが、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項の規定により、市町村等が施設の消毒を行い、当該消毒費用の2分の1を国が負担する場合には、本事業の対象となりませんが、例えば、施設の職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒に係る費用などに活用することが考えられます。
4	購入等したものはいつから対象となるのか。	交付要綱のかがみ文に記載しているとおり、（新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で初めて確認された、）令和2年1月16日からが対象となります。
5	年度当初に備品等を発注（契約）し、納品は月毎に分割で行っている場合、2月以降に納品した分は対象となるのか。	発注から納品までの一連の手続きがセットで行われる必要があるため、発注等が令和2年1月15日以前の場合は対象となりません。
6	マスクや消毒液等を各施設で購入する場合や、感染防止用の備品等を自治体で一括購入して各施設に配布する場合も補助の対象となるか。	いずれの場合も補助の対象となります。
7	1つの施設が、直接補助（市町村等による備品等の一括購入）と間接補助（保育所等による備品等購入）の両方で申請することは可能か。	可能ですが、1施設50万円（補助基準額）を上限とします。例えば、A施設について、直接補助で30万円の交付申請を行う場合は、間接補助の様式の「自治体補助額」欄の上限を20万円として記載する等して直接補助・間接補助の合計額が50万円以内になるよう申請してください。
8	令和2年度補正予算による事業については、いつから対象となるのか。	令和2年度補正予算分については、令和2年4月1日からが対象となります。

No.	質問	回答
【実施主体】		
9	都道府県が実施主体となっているがなぜか。	実施要綱にも記載しているとおり、本事業の対象施設には、認可外保育施設も対象としているため、指導監督権限を持つ都道府県を実施主体としています。
【対象施設】		
10	公立施設は対象になるのか。	実施要綱にも記載しているとおり、今回の新型コロナウイルス感染症対策として行う安全対策事業に限り、公立公営の施設も対象としています。
11	指導監督基準を満たしていない認可外保育施設については対象とならないのか。	令和2年度補正予算による事業から、都道府県等への届出がなされていれば、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設についても対象となります。
【申請・精算手続】		
12	事業完了はいつまでか。	納品及び支払いまで原則年度内に完了していただく必要があります。
13	そもそも購入しようとしても備品等がないため、年度内に納品が出来ないことが想定され、仮に、発注が年度内で、納品が翌年度となってしまう場合も対象となるのか。	No.10でお答えしたとおり、事業完了は原則年度内までとなっているため、その予定で発注等を行っていただく必要があります。 しかしながら、本事業は、地方繰越の対象となっているため、交付決定後に納品が翌年度となってしまうことが見込まれる場合には、当該都道府県と地方財務局で調整していただき、交付決定を受けた国庫補助額を翌年度に繰り越して充てていただく手続を行えば、翌年度の納品でも対象となりますので、地方財務局とご相談いただければと思います。 なお、繰越を行う場合は、繰り越すべき額を受け入れないようご注意ください。 具体的な地方繰越の手続については、令和2年2月26日（水）に各都道府県宛に送信しているメール「【厚労省：ご連絡】保育所等改修費等支援事業及び保育環境改善等事業の繰越手続について」にてお知らせしておりますので、該当する事案が生じた場合は、交付決定後年度内に必要書類をご提出くださいますよう、お願いいたします。
14	交付申請と実績報告の手続を年度内に行わなければならないが、自治体の事務負担が過重となるが、負担軽減策は考えているのか。	交付要綱において事業実績報告書の国への提出期限は、「翌年度4月10日」となっていますが、令和元年度分の実績報告については、「翌年度4月30日」と読み替えていただいても結構です。 (交付要綱を改正)

No.	質問	回答
15	令和元年度の実支出額との合計が50万円とあるが、令和元年度に50万円交付申請し、40万円しか交付決定がされなかった場合、交付決定されなかった10万円について、令和2年度補正予算分で申請することは可能か。	令和元年度の交付申請時に認められなかった分については、申請することはできません。
16	令和2年度補正予算の交付申請書様式中の、対象経費の支出予定額及び国庫補助基準額の記載方法如何。 (例) 令和元年度に受けた30万円の交付決定のうち20万円を使用し、令和2年度に新たに30万円を支出を予定している場合の書き方	対象経費の支出予定額については、令和2年度に支出を予定している額を記載し、国庫補助基準額は50万円から令和元年度に実際に使用した(繰り越した場合は、その実績見込み)額を除いた額を記載してください。 したがって、例示の場合、対象経費の支出予定額は30万円、国庫補助基準額は上段の()に20万円、下段に30万円を記載します。 ※仮に、令和元年度の実績額が交付決定を上回っている場合は、上段の()は交付決定額を記載します。
【その他】		
13	令和2年度も本事業は継続されるのか。	令和2年度も本事業を継続するか否かについては、関係省庁と現在調整中ですので、決定次第、お知らせします。